入 札 説 明 書

令和８年度県有林生産物売却　木材（才谷下土場）　に関する一般競争入札については次のとおりとする。

１　売却物件

（１） 和恵県有林内の間伐材

立木伐採時期：令和８年９月～令和８年１０月

樹種及び材積：別紙仕様書内の数量計算書に記載

（２）場所

飯石郡飯南町小田地内（和恵県有林）

詳細は別紙仕様書内の位置図参照

（３）条件

①買い受けた木材は令和８年１２月２０日までに搬出すること。

②一部林道から離れた位置にある木材は、購入者側で積み込み可能な位置まで搬出すること。（仕様書内の図面（土場詳細図）のとおり一部木材が林道より離れた位置にあり）

２　入札参加資格

次の(1)から(5)までのすべての項目に該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

３　入札の日時及び場所

（１）入札の日時

令和８年１１月６日（金）午前 10 時から

（２）入札の場所

島根県飯石郡飯南町上来島 1207　島根県中山間地域研究センター　研修室２

４　入札の方法等

（１）入札の方法

ア．入札者（入札権限等を委任された代理人（以下「受任者」という。）を含む。以下同じ）は、封印した入札書を入札箱に投函しなければならない。

イ．入札者は、購入した木材の搬出及び販売に係る一切の諸経費を含め契約金額を見積もること。

ウ．入札は、入札書に記載された金額によって行う。

エ．落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から**消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額**を入札書に記載すること。

オ．郵便、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

カ．入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（２）代理人による入札

ア．代理人（受任者を除く。以下同じ）が入札する場合には、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札時までに委任状を提出しなければならない。

イ．入札者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（３）入札保証金

「入札保証金の免除に関する誓約書」（別添様式）を提出することにより、島根県会計規則第 61 条の 2 第 3 号の規定に該当するものとして、入札保証金を免除する。

（４）開札の方法

ア．開札は、入札者又はその代理人及び島根県中山間地域研究センター職員を立ち会わせて行う。

イ．入札者又はその代理人は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合を除くほか、開札の場所を退場することはできない。

ウ．開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該開札の終了後直ちに再度の入札を行う。

（５）再度入札

ア．再度入札は 2 回まで行うこととする。（合計 3 回）

イ．入札者のうち再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければならない。

ウ．入札参加者が 1 人となったときは、当該入札参加者 1 人だけで入札をおこなうことができる。

（６）落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づいて定められた予定価格以上で最も高い金額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

（７）入札の取り止め又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

（８）入札の無効

入札に関する条件に違反したとき、入札に際して連合その他の不正の行為があったとき、その他の島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

（９）落札の通知

落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の 2 の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

５　入札参加資格の確認

（１）入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認に必要な書類（入札資格審査申請書等）を、令和８年１１月５日（木）午後１時まで（土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）で定める休日を除く）に、持参または郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

持参の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（１１月５日は午後１時）までとする。

後日、審査結果を通知する。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（２）入札参加資格を確認するために必要となる書類

下記の書類を「一般競争入札参加資格申請書」に添付して提出すること。

ア．法人にあっては登記簿謄本

イ．個人にあっては誓約書（個人用）

ウ．刑法、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を一切行っていない旨の誓約書

エ．島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない旨の証明書。
ただし、島根県の競争入札に係る当該年度入札参加資格者名簿に登録されている者は、「競争入札参加資格審査受付システム」の「申請・審査状況確認」画面の写しを提出することにより滞納していない証明書の提出を省略できる。

オ．入札にあたって代理人を定める場合は、その委任状（復代理人を定める場合は、その委任状）

カ．入札保証金の免除に関する書類

キ．契約保証金の免除に関する書類

※ 上記で写しを認めていない公的証明書は、原本を提出すること。

（３）書類の提出先

〒690-3405　島根県飯石郡飯南町上来島 1207
島根県中山間地域研究センター　県有林管理スタッフ
電話：　(0854) 76-2302　　ファックス：　(0854) 76-3758

６　提出書類の補正について

上記 5 により提出した書類に不備があり、補正することを求められた場合は入札日時までに遅滞なく当該書類の補正を行うこと。

７　契約

（１）契約条項

別添契約書（案）のとおりとする。

（２）契約書の作成

ア．落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の 3 第 1 項の規定により 14 日以内に契約を締結するものとする。

イ．地方自治法第 234 条第 5 項の規定により契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（３）契約保証金

「契約保証金の免除に関する誓約書」（別添様式）を提出することにより、島根県会計規則第 69 条の 2 第 7 号の規定に該当するものとして、契約保証金を免除する。

８　質疑

（１）入札説明書等に対する質疑

入札説明書、添付資料及び仕様書について質疑がある場合は、質疑票により令和８年１１月４日（水）午後１時までに提出すること。（ファクシミリ可）

（２）提出先

５（３）に示す場所へ提出する。

９　現地確認

現地を確認される場合、案内が必要であれば、事前に中山間地域研究センター　県有林管理スタッフまで、電話で依頼を願います。

１０　入札説明書添付資料

(1) 入札参加資格申請書
(2) 提出書類一覧表
(3) 誓約書（個人用）
(4) 誓約書（法人・個人共通）
(5) 委任状（2 種類）
(6) 入札書（記入例、注意事項あり）
(7) 参考資料①②
(8) 質問票
(9) 入札保証金の免除に関する誓約書（県会計規則第 61 条の 2 第 3 号）
(10) 契約保証金の免除に関する誓約書（県会計規則第 69 条の 2 第 7 号）
(11) 売買契約書（案）
(12) 仕様書（図面、数量表を含む）